

第28回すまいる愛知住宅賞 Q & A

<応募対象>

Q. 「住宅」とは。

A. 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分で、居室のほか、台所、便所、浴室などを備え、独立した生活を営むことができるものをいいます。持ち家、賃貸の別は問いません。

Q. 店舗等と住宅が一体となった「併用住宅」も応募対象となるか。

A. 応募対象となります。なお、審査にあたっては、人や地域にゆとりと安らぎを与える工夫がなされている住宅であることが評価の対象となります。

Q. 一つの作品で複数の住宅を同時に応募できるか。

A. 応募できるのは1作品につき1住宅です。

Q. 「一戸建て」「長屋建て」「共同建て」とは。

A. 「一戸建て」とは、1棟が1戸の住宅であるものをいいます。「長屋建て」とは、2戸以上の別々の住戸がそれぞれ独立した出入口を持ち、1棟に連結された住宅をいいます。「共同建て」とは、2戸以上の住戸が廊下、階段、広間等を共有する住宅をいいます。

Q. 「新築」「増築」とは。

A. 「新築」とは、住宅を新たに建築することをいいます。同じ敷地内に既に他の建築物が存在する場合にでも、新たに住宅を建築する場合は新築とみなします。「増築」とは、既存の住宅を建て増すことで、その延床面積が増加するものをいいます。内外装のみの改装を行うリフォームなどは、増築とは見なされません。

Q. 「竣工」とは。

A. 建築工事が完了し、建築物の使用にあたって必要となる関係法令上の手続きがすべて完了した時点とします。

Q. 近所に気に入った住宅があるが、応募できるか。

A. その住宅の建築に関与された者でなければ応募できません。

Q. 応募対象の住宅は空き家ではいけないか。

A. 応募対象の住宅は「現に居住している」ことを条件としていますので、空き家は応募できません。

Q. 過去に応募した作品の再応募や、他賞への重複応募はできるか。

A. 過去に本賞を受賞していなければ応募可能です。他賞への重複応募は特段禁止していませんが、他賞の応募条件等はいくつかご確認ください。

<応募資格・応募条件>

Q. 住宅の建築に関与した者とは。

A. 建築主、住宅の所有者やそのご家族の方、住宅を設計された設計者、建築工事の請負人のほか、設計業務や建築工事への協力者をいいます。

Q. 同じ応募者が複数の作品を一度に応募することができるか。

A. 応募条件を満たしたものであれば、同じ方が複数の作品をご応募いただくことは可能です。

<応募提出作品>

Q. 作品を「A1判用紙の縦使い」以外で提出できないか。

A. 審査条件の統一や、審査会場での展示スペースの問題等がありますので、必ずA1判の縦使いで提出してください。A1縦型パネルを壁にかけた状態で審査委員が書類審査を行います。

Q. 作品に応募者名を記入してよいか。

A. 審査を公平に行うため、作品には「応募者」を含め「建築主」「設計者」「工事施工者」及びその関係者の名称は記入しないでください。また、受賞作品は展示やホームページ等で公開するため、個人が特定できるような表現もご遠慮ください。

<審査方法>

Q. 書類審査はどのように行うのか。

A. 書類審査は、会場に応募提出作品のA1縦型パネルを壁に掛けて展示し、審査委員が自由に見て審査を行います。参加された応募者には、審査委員が作品の簡単な説明を求める場合があります。公開審査としていますので、どなたでもご覧いただくことができます。

Q. 書類審査には、応募者は必ず参加しなければならないか。

A. 自由参加であり、必ずしも参加する必要はありませんが、応募者には審査委員が作品の簡単な説明を求める場合があり、工夫した箇所等を直接審査委員に説明できる機会となります。

Q. 書類審査に参加した方が受賞に有利か。

A. 参加の有無が入賞作品の決定に影響することはありません。あくまで応募された住宅が、人や地域にゆとりと安らぎを与えるようなやさしい空間づくりであるかどうかで入賞作品が決定されます。

Q. 書類審査終了後の意見交換会の詳細は。

A. 書類審査当日、1時間程度での開催を予定しています。自由参加ですが、審査委員の方々と直接お話ができる貴重な機会となります。なお、参加費用は無料です。

Q. 現地審査はどのように行うのか。

- A. 書類審査によって選出された住宅を、審査委員が実際に現地に赴いて審査します。審査は応募者立会いのもと、住宅の内覧を含め30分程度を予定しています。審査を行う順序は各住宅の所在地により決定します。

Q. 現地審査には、応募者は必ず参加しなければならないか。

- A. 現地審査は、応募者の方にも立ち会っていただき、住宅に関する説明や審査委員との質疑応答など行っていただきます。

<賞・発表>

Q. 表彰対象となる「設計者」とは。

- A. 「設計者」は、建築基準法で定められる設計者のことで、1級もしくは2級建築士、構造設計1級建築士、設備設計1級建築士の資格を有する者等、その者の責任において設計図面等を作成した者のことをいいます。

Q. 「設計者」が連名での受賞は可能か。

- A. 「設計者」は、応募者や住宅の設計に関与した設計者からの申告に委ねられます。設計者が連名であれば、連名での受賞となります。

Q. 表彰式の詳細は。

- A. すまいる愛知住宅賞の受賞者に、記念楯及び副賞のほか、後援団体及び協賛団体からの賞状を授与します。また表彰式後には、各受賞者の方から受賞された住宅の紹介を行っていただきます。